

## 関西医療大学 履修および試験等に関する規程施行細則

第 1 条 この細則は、関西医療大学履修および試験等に関する規程における functional Grade Point Average（以下「fGPA」という。）について必要な事項を定める。

第 2 条 fGPA は、次の各号により算出する。

(1) 評価の対象とする期間に履修登録した全ての科目について、次式によりそれぞれの Grade Point（以下「GP」という。）を算出する。

$$\text{各科目の GP} = (100 \text{ 点満点の [に換算した] 成績評点} - 55) \div 10$$

(2) 前号において、GP が 0.5 未満（成績評点 60 点未満）の場合の GP は 0.0 として計算する。また、履修登録後に履修登録削除手続きをせずに履修を中止した科目の GP は 0.0 として計算する。

(3) 算出した各科目の GP を基にして、次式により評価の対象とする期間の fGPA を算出する。

$$\text{fGPA} = \frac{\text{各科目の GP} \times \text{当該科目の単位数} \text{ の総和}}{\text{対象とする期間に履修登録した科目の単位数の総和}}$$

### 附 則

1. この細則は、平成 29 年 9 月 19 日から施行する。

1. この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。